

教育に関する大綱 (案)

福井県大野市

令和3年 月

目 次

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 基本理念 | 1 |
| 2 | 策定の趣旨 | 1 |
| 3 | 大綱の期間 | 1 |
| 4 | 目指す姿と施策 | 2 |
| | Ⅰ 子育て | 3 |
| | Ⅱ 学び | 4 |
| | Ⅲ スポーツ | 6 |
| | Ⅳ ひと・地域 | 8 |
| | Ⅴ 文化芸術 | 9 |
| 5 | 施策の展開 | 10 |
| 6 | SDGs への貢献 | 10 |

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、教育基本法を参酌し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるもので、第六次大野市総合計画や大野市教育理念、福井県の教育大綱との整合を図りながら策定します。

1 基本理念

明倫の心を重んじ 育てよう 大野人

人としての生きる道を明らかにし、進取の気象¹を育てた明倫²の心は、いつの時代においても変わらない大野の学びの原点です。

私たちは、この心を大切に、優しく、賢く、たくましい大野人になるため、学び、育てることに努めていきます。

(大野市教育理念 平成21年3月策定)

2 大綱の趣旨

大野市教育理念「明倫の心を重んじ 育てよう 大野人」を普遍のバックボーンとして、優しく、賢く、たくましい大野人を育てるため、大野市の特色を十分に生かし、大野らしさが生きる教育を進めます。

大野市の人口規模や立地条件および大野市のもつ人情の厚さ、自然の豊かさ、歴史の重さなど、その長所を十分に生かすとともに、国際化社会や高度情報化社会の進展など変化の大きい社会に対応する人を育てる教育を推進するための必要な事項を定め、この大綱に基づいて作成する各種計画や大野市教育方針によって、具体的な施策を進めます。

3 大綱の期間

この大綱は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

¹ 進取の気象 進んで新しいことに取り組む気持ちがあること。

² 明倫 孟子の「皆人倫（じんりん）を明らかにする所以（ゆえん）なり」という言葉に由来するもので、「倫」の文字には「人間同士のきちんと整理された関係」という意味があり、人として守り、行うべき道を明らかにすること。

4 目指す姿と施策

第六次大野市総合計画前期基本計画のうち、本大綱に係る次の5つの項目と目指す姿、施策とします。

| 項目 | 目指す姿 |
|----------|---|
| I 子育て | 安心して結婚・出産・子育てができ、すべての子どもたちが夢を持って笑顔で健やかに育つまち |
| II 学び | 子どもたちの確かな学力や夢に挑戦する力、ふるさとを愛する心を育むまち |
| III スポーツ | 市民が、それぞれのライフステージでスポーツを楽しみ、健康や競技力が増進し、豊かで充実した生活を送るまち |
| IV ひと・地域 | 市民が、生涯にわたって主体的に学び、地域づくりに積極的に取り組むまち |
| V 文化芸術 | 市民が文化や芸術に親しみ、文化財や伝統文化が継承され、郷土の歴史や文化の魅力が発信されているまち |

I 子育て

目指す姿

安心して結婚・出産・子育てができ、すべての子どもたちが夢を持って笑顔で健やかに育つまち

(1) 結婚から子育てまで切れ目のない支援体制を確立します

①子どもの見守りや預かりなど、地域ぐるみの子育てを支援します。

(2) 保護者のニーズに応じた子育てサービスを提供します

①保育士や保育教諭などの資質の向上を図り、子どもの人権を尊重した質の高い保育・幼児教育を提供します。

②子育てにかかる経済的な負担を軽減する取り組みや子育て情報の発信など、保護者のニーズに沿ったサービスを充実します。

③放課後児童クラブや放課後子ども教室など、子どもたちの放課後の居場所を確保します。[Ⅱ：学び（3）②に再掲]

(3) サポートを必要とする子どもと家庭を支援します

①発達に気がかりのある子どもや障がいのある子ども、要保護児童、ひとり親家庭などに対し、関係機関が連携して専門的な支援を提供します。

[Ⅱ：学び（1）⑤に再掲]

Ⅱ 学び

目指す姿

子どもたちの確かな学力や夢に挑戦する力、ふるさとを愛する心を育むまち

(1) 優しく賢くたくましい大野人を育てます

- ①ふるさと大野の未来を創造する力と、自己の生き方について考える力を育てるために、さまざまな学習や体験を充実します。
- ②確かな学力を身につけるため、国や県、市の学力調査を活用した授業改善を行います。
- ③情報活用能力や論理的思考力を育成するために、タブレット端末などのICT機器を効果的に活用します。
- ④安心して通える魅力ある学校をつくるために、いじめや不登校への対策を充実するとともに、障がいや多様性を個性として受け入れる教育を推進します。
- ⑤発達に気がかりのある子どもや障がいのある子ども、要保護児童、ひとり親家庭などに対し、関係機関が連携して専門的な支援を提供します。
(再掲) [I：子育て(3)①]
- ⑥家庭や学校、地域が一体となって青少年の安全確保と健全育成を行うための環境づくりを促進します。
- ⑦親が子育てについて考え、学ぶことのできる機会をつくるとともに、親子が一緒に取り組み親子の絆を深めることができる活動を実施します。
- ⑧子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、読書の習慣化を促すため、図書館と学校図書館との連携を進めるとともに、学校や認定こども園などへの図書館司書や読み聞かせボランティアの派遣を行います。

(2) 児童生徒の教育環境を整えます

- ①未就学時から高等学校までをつなぐ教育の仕組みづくりに取り組みます。
- ②一定規模の学習集団による教育を実現するため、小中学校の再編を進めます。

(3) 地域と学校が連携して子どもの育ちを支えます

- ①家庭や地域、学校、公民館の連携により子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティ・スクール」を推進します。
- ②放課後児童クラブや放課後子ども教室など、子どもたちの放課後の居場所を確保します。(再掲) [I：子育て(2)③]
- ③地域による登下校の見守り活動を行うとともに、地域ならではの行事への参加や自然との触れ合いなど、子どもたちの人や自然と関わるさまざまな機会をつくります。[IV：ひと・地域(2)②に再掲]
- ④地域の伝統行事や伝統芸能、伝統料理などを子どもたちに伝える活動を推進します。[V：文化芸術(1)④に再掲]

Ⅲ スポーツ

目指す姿

市民が、それぞれのライフステージでスポーツを楽しみ、健康や競技力が増進し、豊かで充実した生活を送るまち

(1) スポーツを楽しむ取り組みを推進します

- ①越前大野名水マラソンをはじめとするスポーツイベントの充実を図ります。
- ②スポーツ教室の開催などを通して、市民のライフステージごとの興味や関心、目的に応じた運動やスポーツの機会を提供し、市民の健康づくりを推進します。
- ③国民体育大会などで大野市で開催された競技を普及するため、継続して教室などを開催します。
- ④スポーツを通じた共生社会を実現するため、障がい者や高齢者のスポーツ参加を推進します。
- ⑤交流人口の拡大を目指し、スポーツツーリズムを推進します。
- ⑥市民が継続してスポーツを実践するため、総合型地域スポーツクラブを支援します。
- ⑦感染症がまん延している場合などにおいても、市民がスポーツに親しめるよう、オンラインを活用したイベントなどを開催します。
- ⑧市民が安全で快適にスポーツ施設を利用できるよう、民間の補助制度などを活用しながらスポーツ施設の計画的な修繕を行います。

(2) 競技力の向上を支援します

- ①トップアスリートを養成するため、全国大会などで活躍できる選手などを支援します。
- ②レベルの高い技術に触れるための支援を行います。
- ③スポーツ団体の活性化につながるよう、課題や要望を把握し、的確な支援を行います。
- ④優秀な指導者を育成するため、(公財)日本スポーツ協会などが開催する各種スポーツ指導者養成事業の情報を提供し、指導者の資格取得を支援

します。

(3) 子どものスポーツ活動の充実に取り組みます

- ①スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどを充実し、競技種目数を維持していくため、指導者の資格取得を支援するとともに、現状や課題の把握に努め、的確な支援を行います。
- ②スポーツ少年団や中学校ジュニアクラブ、中学校部活動と高校部活動との合同練習の機会を設けるなど、小中高の連携を図ります。
- ③学校部活動の指導者の確保のため、民間との連携推進に努めます。

IV ひと・地域

目指す姿

市民が、生涯にわたって主体的に学び、地域づくりに積極的に取り組むまち

(1) 地域を担う人づくりや生涯学習を推進します

- ①若者や女性をはじめ、より多くの人たちの地域活動への参加を促し、地域に必要な人材を育成します。
- ②地域の活性化や地域の課題解決、住民の世代間交流などを進める事業を支援します。
- ③誰もが、生涯を通して時代に即した学習が行えるよう、生涯学習センターや公民館、図書館などが一体となって情報を発信し、学習の機会を提供します。
- ④大野市男女共同参画プランや大野市人権施策基本方針に基づき、市民への啓発活動や学習活動などを行い、男女共同参画の社会を推進し、人権を尊重する人づくりに取り組みます。

(2) 地域での交流を深め、支え合いを広げます

- ①公民館の行事や講座、地域団体の活動を通し、世代間交流を図ります。
- ②地域による登下校の見守り活動を行うとともに、地域ならではの行事への参加や自然との触れ合いなど、子どもたちの人や自然と関わるさまざまな機会をつくれます。(再掲) [Ⅱ：学び(3)③]

(3) 地域住民が利用しやすい活動拠点をつくれます

- ①地域づくりや生涯学習の拠点として、働く世代や子育て世代などあらゆる世代が公民館を利用できるよう運営方法を工夫し、地域住民が気軽に集うことができる身近な公民館とします。
- ②図書館の蔵書の充実を図り、市民の学習や情報収集へのニーズに対応します。

V 文化芸術

目指す姿

市民が文化や芸術に親しみ、文化財や伝統文化が継承され、郷土の歴史や文化の魅力が発信されているまち

(1) 文化芸術の振興と継承を推進します

- ①文化水準の向上を目指し、文化活動の拠点となる、新たな文化会館の整備について検討を進めます。
- ②市民が気軽に参加し、文化芸術に触れることのできる機会を創出します。
- ③市民の文化芸術活動への支援を引き続き行い、文化芸術の振興を促進します。
- ④地域の伝統行事や伝統芸能、伝統料理などを子どもたちに伝える活動を推進します。(再掲) [Ⅱ：学び(3)④]
- ⑤市内に所在する国や県、市などの指定文化財を、良好な状態で後世に伝えるため、所有者や管理者の負担軽減を図ります
- ⑥「大野市文化財保存活用地域計画」を策定し、計画に基づいた文化財の保存と活用を推進します。

(2) 文化遺産・自然遺産を保護し活用します

- ①文化財を保存継承するために、新たな文化財の発掘に努め、指定の文化財などの増加を図ります。
- ②化石が産出される地層や淡水型イトヨとその生息環境などの自然遺産を保護し活用するため、県の研究機関と協力して調査研究と活用を進めます。

(3) 郷土の歴史や文化の魅力を発信します

- ①博物館において展示や講座、講演会などを開催し、郷土の成り立ちや文化財、伝統文化に対する市民の理解を深めます。
- ②郷土の歴史や文化財、伝統文化を市内外に発信します。

5 施策の展開

市民や関係機関・団体、学校など多様な主体と連携して施策を展開します。

6 SDGs への貢献

大綱に掲げる施策と SDGs の目標を関連付けて施策を展開することで、17の持続可能な開発目標（ゴール）のうち、次のゴールへの貢献を目指します。

